平成２６年（フ）第３号
兵庫県芦屋市清水町２番６―103号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町４丁目16番13号イーストゲート神戸５Ａ号
破産者　本田　典子
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３２号
兵庫県揖保郡太子町東南35―１レオパレス太田205号室、住民票上の住所兵庫県赤穂郡上郡町山野里840番地
破産者　樽　　孝彰
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１６２号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目616番地　メゾン・ボヌール・舞201号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町南２丁目630番地
破産者　田中　文人
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６６３号
広島市東区温品４丁目５番21―204号
破産者　新家由津留
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７３３号
広島県廿日市市梅原２丁目15番24―208号
破産者　酒処いそべこと　磯部　英樹
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６９４号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北３丁目４番13―205号　Ｋハイツ３、前住所熊本市北区植木町大和58番地19
破産者　甲斐　淳一
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６９５号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北３丁目４番13―205号　Ｋハイツ３
破産者　甲斐　絹代
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４７号
熊本市西区田崎２丁目３番82―301号　県営田崎団地
破産者　安宅堅之助
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５７号
熊本市東区新南部２丁目７番17号、住民票上の住所熊本市中央区国府３丁目15番10号
破産者　濵本　文江
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９号
岩手県滝沢市巣子202番地18
破産者　村谷　和麻
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４５号
仙台市太白区門前町２番30　門前町マンション101号室、開始決定時の住所仙台市宮城野区新田４丁目６番35―502号
破産者　大内　正広
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
福島県会津若松市東山町大字石山字天寧131番地の６　天寧パークハウスＦ、前住所福島県会津若松市一箕町大字八幡字牛ケ墓283番地の17　阿部アパート西１号
破産者　君島たみえ（旧姓高木・鈴木）
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第３３３号
茨城県笠間市箱田773番地
破産者　岡野　定男
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１１１号
福岡市早良区小田部４―11―10　レオパレスメルベーユ207、住民票上の住所川崎市宮前区平６丁目１番15号　アスピリア宮前105
破産者　藤田　和也
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６０２号
静岡県浜松市中区和合北２丁目８番32―601号　朝日プラザ和合、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区和合町936番地の502
破産者　田熊　一男
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５４６号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目38番18号
破産者　堀内　良郎
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第９９号
愛知県豊橋市中岩田２丁目11番地５、開始決定時の住所愛知県豊橋市牛川通５丁目９番地の７
破産者　高井　孝明
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部